

沿岸広域振興局長告示第37号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成24年5月11日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370200503	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	宮古市社会福祉協議会田老訪問入浴サービスセンター	宮古市田老字乙部151番地29	平成24年4月1日